

厚生労働省発基 第 号

令和 2 年 1 1 月 1 6 日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 田村 憲久

別紙「押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係政令の一部を改正する政令案（仮称）要綱」について、貴会の意見を求める。

押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係政令の一部を改正する政令案（仮称）要綱（労働
保険審査官及び労働保険審査会法施行令の一部改正関係）

第一 労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令の一部改正

労働保険の審査請求又は再審査請求に関し、審査請求人又は再審査請求人等に対して押印を求めている
手続について、押印を不要とすること。

第二 施行期日等

- 一 この政令は、公布の日から施行すること。
- 二 その他所要の規定の整備を行うこと。

厚生労働省発基 第 号

令和 2 年 1 1 月 1 6 日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 田村 憲久

別紙「押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令案（仮称）要綱」について、貴会の意見を求める。

押印を求めると手続の見直しのための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令案（仮称）要綱（労働保険審査官及び労働保険審査会法施行規則、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則及び失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う労働省令の整備に関する省令の一部改正関係）

第一 労働保険審査官及び労働保険審査会法施行規則の一部改正

労働保険の審査請求又は再審査請求に関する様式について押印欄を削除すること。

第二 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部改正

介護料支給申請書について押印欄を削除すること。

第三 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部改正

一 様式第一号及び様式第二号について押印欄を削除し、様式第一号中「ロ」を「ニ」に改めること。

二 事業主が自ら行うべき労働保険事務の代理人を選任したときに届け出ることとされる代理人選任・解

任届について当該代理人が使用すべき認印の印影の届出義務を廃止すること。

第四 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する

法律の施行に伴う労働省令の整備に関する省令の一部改正

別記様式（甲）及び別記様式（乙）について押印欄を削除すること。

第五 施行期日等

- 一 この省令は、公布の日から施行すること。
- 二 この省令の施行に関し必要な経過措置を定めること。

**労災保険関係事務・労働保険徴収事務
における申請等に用いる様式等の
押印の見直しについて**

労災保険関係事務・労働保険徴収事務における押印原則の見直し

経緯

- 新型コロナウイルス感染症への緊急対応を契機として、規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）等において、**行政手続における押印原則の見直し**が明記された（参考資料1）。

現行制度

- 労災保険関係事務・労働保険徴収事務においては、政令、省令、告示等により届出・申請等に用いる様式等に記名押印又は署名を求めている（参考資料2）。

労災保険関係様式（休業）
告示様式

This is a detailed administrative form for labor insurance. It contains numerous fields for data entry, including company details, employee information, and insurance status. A red box is placed over a field labeled '代表者の氏名' (Name of the representative), indicating where a signature or stamp is required.

労働保険徴収関係様式（印紙購入通帳）
省令様式

This form is used for purchasing stamps for labor insurance. It includes a table for recording stamp details and a section for the business owner's information. A red box highlights a field for the business owner's name, indicating where a signature or stamp is required.

交付番号		第 号				
労働保険番号		府 県	所 掌	管 轄	基 幹 番 号	枝 番 号
事 業 主	名 称					
	所 在 地					
事 業 主	住 所					
	氏 名 (法人のときはその名称及び代表者の氏名)					

交付年月日 年 月 日

交付公共職業安定所 公共職業安定所

(参考資料1) 閣議決定文書

規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定・抄）

6. デジタルガバメント分野（3）新たな取組 ＜行政手続における書面規制・押印、対面規制の抜本的な見直し＞

各府省は、緊急対応として、所管する行政手続等のうち、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの（以下「見直し対象手続」という。）について、優先順位の高いものから順次、規制改革推進会議が提示する基準に従い、必要な措置を講じるとともに、その周知を行う。

各府省は、緊急対応を行った手続だけでなく、原則として全ての見直し対象手続について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う。各府省の対応状況は、行政手続等の棚卸調査を実施するIT総合戦略本部と連携して、今年度末までに明らかになるようにする。この場合において、年内の対応が困難なものについては、見直しの方針を明らかにした上で必要な取組を行う。

また、各府省及び独立行政法人は、会計手続、人事手続その他の内部手続について書面・押印・対面の見直しを行い、行政改革推進本部事務局は、見直し結果について年内を目途にフォローアップを行う。

【可及的速やかに緊急対応措置、制度的対応については令和2年措置、令和2年中に措置できないものは、令和3年以降速やかに措置】

「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和2年7月17日閣議決定・抄）

書面・押印・対面を前提とした我が国の制度・慣行を見直し、実際に足を運ばなくても手続きできるリモート社会の実現に向けて取り組む。このため、全ての行政手続を対象に見直しを行い、原則として書面・押印・対面を不要とし、デジタルで完結できるよう見直す。また、押印についての法的な考え方の整理などを通じて、民間の商慣行等についても、官民一体となって改革を推進する。行政手続について、所管省庁が大胆にオンライン利用率を引き上げる目標を設定し、利用率向上に取り組む、目標に基づき進捗管理を行う。

(参考資料2) 押印を求めている労災保険関係事務に係る様式等一覧 ①

審査請求人等の押印を求めている政令条項

○労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令（昭和31年政令第248号）

政令条項	概要
第4条第1項	文書で審査請求をするときには、審査請求書において審査請求人または代理人が記名押印しなければならない旨規定している。
第5条第2項	口頭で審査請求があった時には、労働保険審査官が必要事項について聴取書を作成し、年月日を記載して審査請求人に読みきかせた上、審査請求人とともに記名押印しなければならない旨規定している。
第15条の2第1項	審査請求を取り下げるときは、取下書に必要事項を記載し、審査請求人または代理人が記名押印しなければならない旨規定している。
第24条第1項	再審査請求をするときには、審査請求書に必要事項を記載し、再審査請求人または代理人が記名押印しなければならない旨規定している。
第26条第1項	申立てにより、再審査請求の手續に利害関係者が参加する場合、申立書に申立人が必要事項を記載し、記名押印しなければならない旨規定している。
第30条第1項	審査会において審理員が行う審理のための処分の申立てがあったときは、厚生労働省の職員が、必要事項について聴取書を作成し、再審査請求人に読みきかせた上、再審査請求人とともに、記名押印しなければならない旨を規定している。

(参考資料2) 押印を求めている労災保険関係事務に係る様式等一覧 ②

審査請求人等の押印を求めている省令様式

○労働保険審査官及び労働保険審査会法施行規則（昭和31年労働省令第17号）

様式	則条項	様式名
様式第1号	第2条第1項	労働保険審査請求書
様式第2号	第2条第1項	労働保険 炭鉱離職者に対する特別措置 審査請求書
様式第3号	第2条第2項	労働保険再審査請求書
様式第4号	第2条第2項	労働保険 炭鉱離職者に対する特別措置 再審査請求書
様式第5号	第3条	審理のための処分の申立書
様式第5号の2	第5条の2	交付実施申立書
様式第9号	第6条	手続受継届
様式第10号	第8条	決定 裁決 更正申立書
様式第11号	第9条	参加申立書
様式第12号	第10条	審理非公開申立書
様式第13号	第34条の4	調書閲覧請求書

(参考資料2) 押印を求めている労災保険関係事務に係る様式等一覧 ③

申請人等の押印を求めている省令様式

○炭鉱災害による一酸化炭素中毒性に関する特別措置法施行規則（昭和42年労働省令第28号）

様式	則条項	様式名
様式第3号	第7条	介護料支給申請書

事業主の押印を求めている省令様式

○失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う労働省令の整備等に関する省令（昭和47年労働省令第9号）

様式	則条項	様式名
別記様式(甲)	第7条	労働者災害補償保険 特例による保険給付申請書(業務災害及び複数業務要因災害用)
別記様式(乙)	第7条	労働者災害補償保険 特例による保険給付申請書(通勤災害用)

(参考資料2) 押印を求めている労災保険関係事務に係る様式等一覧 ④

事業主等の押印を求めている告示様式

○労働者災害補償保険法の施行に関する事務に使用する文書の様式を定める件（昭和35年労働省告示第10号）

様式	則条項(※)	様式名
様式第5号	労災則第12条第1項 労災則第18条の3の7第1項	療養補償給付及び複数事業労働者療養給付たる療養の給付請求書 業務災害用・複数業務要因災害用
様式第16号の3	労災則第18条の5第1項	療養給付たる療養の給付請求書 通勤災害用
様式第7号(1)	労災則第12条の2第1項 労災則第18条の3の8第1項	療養補償給付及び複数事業労働者療養給付たる療養の費用請求書 業務災害用・複数業務要因災害用
様式第7号(2)	労災則第12条の2第1項 労災則第18条の3の8第1項	療養補償給付及び複数事業労働者療養給付たる療養の費用請求書(薬局) 業務災害用・複数業務要因災害用
様式第7号(3)	労災則第12条の2第1項 労災則第18条の3の8第1項	療養補償給付及び複数事業労働者療養給付たる療養の費用請求書(柔整) 業務災害用・複数業務要因災害用
様式第7号(4)	労災則第12条の2第1項 労災則第18条の3の8第1項	療養補償給付及び複数事業労働者療養給付たる療養の費用請求書(はり・きゅう) 業務災害用・複数業務要因災害用
様式第7号(5)	労災則第12条の2第1項 労災則第18条の3の8第1項	療養補償給付及び複数事業労働者療養給付たる療養の費用請求書(訪看) 業務災害用・複数業務要因災害用
様式第16号の5(1)	労災則第18条の6第1項	療養給付たる療養の費用請求書 通勤災害用
様式第16号の5(2)	労災則第18条の6第1項	療養給付たる療養の費用請求書(薬局) 通勤災害用
様式第16号の5(3)	労災則第18条の6第1項	療養給付たる療養の費用請求書(柔整) 通勤災害用
様式第16号の5(4)	労災則第18条の6第1項	療養給付たる療養の費用請求書(はり・きゅう) 通勤災害用
様式第16号の5(5)	労災則第18条の6第1項	療養給付たる療養の費用請求書(訪看) 通勤災害用

※労災則：労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）

(参考資料2) 押印を求めている労災保険関係事務に係る様式等一覧 ⑤

事業主等の押印を求めている告示様式

○労働者災害補償保険法の施行に関する事務に使用する文書の様式を定める件（昭和35年労働省告示第10号）

様式	則条項(※)	様式名
様式第8号	労災則第13条第1項 労災則第18条の3の9 特支則第3条第3項	休業補償給付支給請求書 複数事業労働者休業給付支給請求書 業務災害用・複数業務要因災害用
様式第16号の6	労災則第18条の7第1項 特支則第3条第3項	休業給付支給請求書 通勤災害用
様式第16号の2の2	労災則第18条の3の5第2項 労災則第18条の3の17 労災則第18条の15第1項	介護補償給付 複数事業労働者介護給付 介護給付支給請求書
様式第16号10の2	労災則第18条の19第1項	二次健康診断等給付請求書
様式第19号	労災則第21条の2第1項第1号 労災則第21条の3	年金たる保険給付の受給権者の住所・氏名 年金の払渡金融機関等変更届
様式第34号の7	労災則第46条の19第1項	特別加入申請書(中小事業主等)
様式第34号の8	労災則第46条の19第6項 労災則第46条の21	特別加入に関する変更届・特別加入脱退申請書(中小事業主等及び一人親方等)
様式第34号の10	労災則第46条の23第1項	特別加入申請書(一人親方等)
様式第34号の11	労災則第46条の25の2第1項	特別加入申請書(海外派遣者)
様式第34号の12	労災則第46条の25の2第2項 労災則第46条の25の3	特別加入に関する変更届・特別加入脱退申請書(海外派遣者)

※労災則：労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）

特支則：労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和49年労働省令第30号）

(参考資料2) 押印を求めている労働保険徴収関係事務に係る様式等一覧

事業主の押印を求めている省令条項

○労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和四十七年労働省令第八号）

省令条項	概要
第73条第2項	事業主は、自ら行うべき労働保険事務の代理人を選任したときは、当該代理人が使用すべき認印の印影等を記載した届書を所轄労働基準監督署又は所轄公共職業安定所長に届け出なければならない旨規定している。

事業主の押印を求めている省令様式

○労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和四十七年労働省令第八号）

様式	則条項	様式名
様式第1号	第42条第1項	雇用保険印紙購入通帳
様式第2号	第50条第1項	始動票札受領通帳

※その他、労働保険徴収関係事務に係る様式は通達により示しているところであり、通達についても同様に措置予定。